

小山市内の空き店舗で お店を始めてみませんか。

中心市街地商業出店等促進事業補助金
対象エリアにある空き店舗で出店をすると補助が出ます！

補助対象経費：内装改造費

補助金額：上限**100**万円(補助率1/2)
→創業者は上限**150**万円に！



補助対象エリア

○小山駅西口周辺
祇園城通り・阿扶利通り・三夜通り・みつわ通り

○間々田駅西口周辺
間々田駅前通り・浅草通り

まずは商業観光課までご相談ください

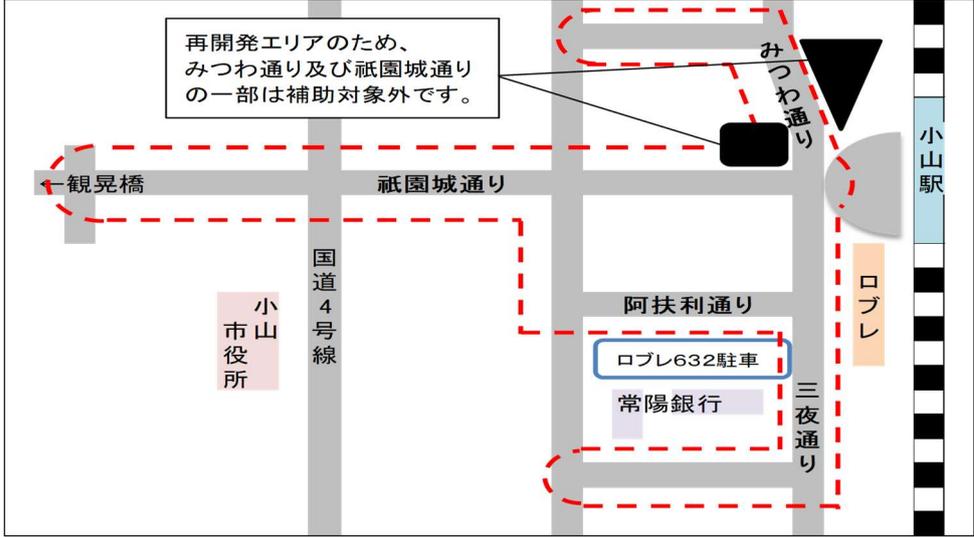
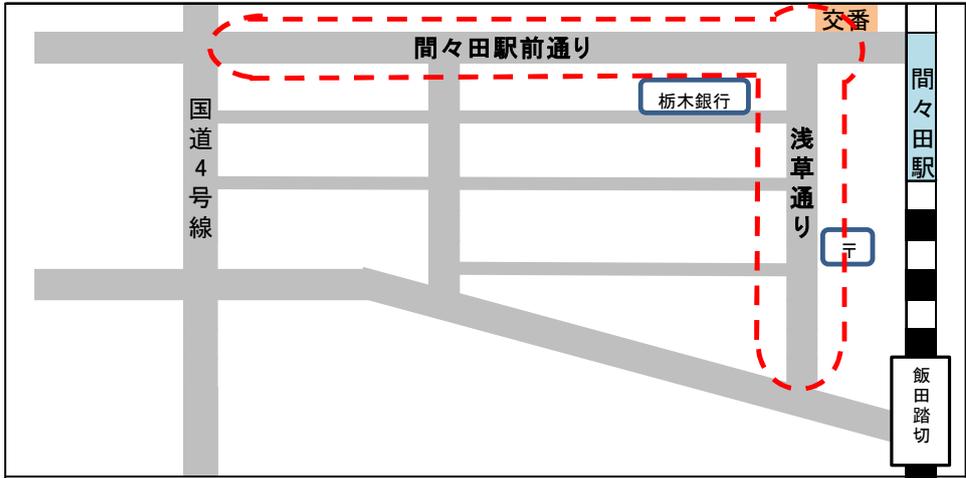
問い合わせ先
小山市役所商業観光課 市街地活性化係(4階)

TEL 0285-22-9272

FAX 0285-22-9685



中心市街地商業出店等促進事業補助金について

事業名	小山市中心市街地商業出店等促進事業
関係要綱	小山市中心市街地商業出店等促進事業補助金交付要綱
対象区域	<p>① 小山駅西口祇園城通り・阿扶利通り・三夜通り・みつわ通り沿い及びその周辺の道路に面する部分から両側50メートル以内の範囲 ※ただし、<u>城山町三丁目第二地区第一種市街地再開発事業の区域(黒)</u>は除く</p>  <p>再開発エリアのため、みつわ通り及び祇園城通りの一部は補助対象外です。</p>
	<p>② 間々田駅前通り・浅草通り沿い及びその周辺の道路に面する部分から両側50メートル以内の範囲</p> 

<p>補助対象者 および 補助対象事業</p>	<p>補助金の対象となる者は、次のすべてに該当するもの</p> <p>(1)店舗における経営を2年以上継続できること (2)市区町村税を滞納していないこと (3)出店する店舗の経営者と補助対象者が一致すること (4)事業計画書(創業者にあつては、創業計画書)を作成し、小山商工会議所 または小山市おもいがわ商工会に経営指導を受け、確認してもらうこと (5)暴力団及び暴力団関係者でないこと (6)小売業、飲食業またはサービス業(事務所は除く)であること →ただし、飲酒業、風俗業及び遊戯業は除く ※飲酒業について、ランチ営業を行う場合はこの限りではない (7)出店する店舗を転貸して業務を行うものでないこと</p>
<p>補助対象店舗</p>	<p>補助金の対象となる店舗は、次のすべてに該当するもの</p> <p>(1)3か月以上使われていない店舗であること (2)補助対象区域内にあり、店舗敷地が道路に接していること (3)補助対象区域にある道路等から直接出入りできる専用の 出入口があること (4)地上1階、2階または地下1階の店舗であること</p>
<p>補助金 の 額</p>	<p>○内装改造費【補助事業の当初実施分に限る】 2分の1以内の額(ただし、100万円を限度) →創業者の場合、<u>150万円を限度とする</u></p> <p>※創業者とは・・・ 事業を営んでいない個人が次のいずれかに該当し、かつ創業計画書を作成している者をいう。 (1)認定の申込日から1年以内に開業届を提出し、事業を開始すること (2)認定の申込日から1年以内に法人を設立し、事業を開始すること</p>

<p>内装改造費の 範囲</p>	<p>(1) 天井、壁、床(厨房の天井、壁及び床を含む。)等の内装、塗装及びサイン工事を主なものとする。</p> <p>(2) 内装工事に付帯するコンセント配線、照明取付工事等の電気工事を含むものとする。</p> <p>(3) 外装工事であっても、店舗の賃借上許容される店名のサイン等の外観工事の場合は、これを含むものとする。</p> <p>(4) 厨房設備費用は、除くものとする。</p> <p>(5) 冷暖房の設備費用は、除くものとする。</p> <p>(6) 引越し費用、後片付け代その他雑費は、除くものとする。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認める費用を含めることができる。</p>
<p>申請～交付 までの流れ</p>	<p>申請から交付までの流れは以下のとおりです。</p> <p>申請者(認定申込)</p> <p>① 事業計画書を作成する(創業者の場合、創業計画書)</p> <p>② 作成後、出店予定のエリア管轄の商工会議所または商工会から経営指導を受け、確認書を受け取る</p> <p> <ul style="list-style-type: none"> * 小山駅西口祇園城通り・阿扶利通り・三夜通り・みつわ通り → <u>小山商工会議所</u>へご相談ください * 間々田駅前通り・浅草通り → <u>小山市おもいがわ商工会</u>へご相談ください </p> <p>③ 必要書類(チェックリスト)をそろえて、市へ認定の申し込みをする ※出店前に申込みこと →ただし、出店後2か月以内であれば申し込むことができる</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>市(審査)</p> <p>① 認定審査委員会にて、審査</p> <p>② (市)認定後、補助金の認定書と申請書兼請求書を送付</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>申請者(補助金の交付申請)</p> <p>① 内装改造工事終了後、申請書兼請求書と下記書類をそろえて市に提出</p> <p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 店舗の内装改造費の内容が確認できる見積書及び領収書の写し (2)※ 申込者住所地の市区町村税の納税証明書 (3) 改造後の店舗写真(外観・内部) (4) 入金する口座番号が分かるもの(通帳の写しなど) </p> <p>※(2) 申込が年度前半の場合は前年度分、年度後半の場合は当年度分の証明書を添付</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>市 市から補助金交付決定通知が送付され、入金</p>

受給資格者認定申込時の提出書類(チェックリスト)

○ 記入・作成のうえ、ご提出いただく書類

(この様式集の中にある書類)

① 様式第1号 受給資格者認定申込書	
② 事業計画書(創業者の場合、創業計画書)	
③ 空き店舗になった時期にかかる証明書	
④ 宣誓書	

○ 別途ご用意のうえ、ご提出いただく書類

⑤ 確認書(小山商工会議所または小山市おもいがわ商工会)	
⑥ 店舗の賃貸借契約書の写し	
⑦ 店舗にかかる契約金(敷金・礼金等)の領収書の写し	
⑧ 店舗位置図(地図)	
⑨ 改造前の店舗の写真(外観・内部)	
⑩ 本人確認書類(下記※参照)	
⑪ 任意提出書類(見積書・メニュー・チラシ等、参考になる資料)	
⑫ その他(業種や内容によりますので、事前にご相談ください)	

※ 個人の場合は住民票の写し又は運転免許証のコピー等、法人の場合は法人の登記事項証明書のコピー等を添付

年 月 日

小山市長 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

中心市街地商業出店等促進事業補助金受給資格認定申込書

小山市中心市街地商業出店等促進事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、補助金受給資格の認定を受けたく下記のとおり申込書を提出します。また、この申込みの審査に当たり、住民基本台帳等について、小山市が調査確認することに同意します。

記

1 店舗の所在地	
2 店舗の面積	m ²
3 空き店舗になった時期・ 申込までの期間	年 月 (か月間)
4 出店予定日	年 月 日
5 店舗の経営者	(住所) (氏名)
6 経営する業種	・ 小売業 ・ 飲食業 ・ サービス業(具体的な内容:) ※ 飲酒業、風俗業及び遊戯業を除く
7 添付書類	(1) 店舗の賃貸借契約書の写し (2) 店舗に係る契約金の領収書の写し (3) 事業計画書(創業者の場合は、創業計画書) (4) 小山市商工会議所又は小山市おもいがわ商工会の 確認書 (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

小山市長 様

住所
証明者
氏名 印

※証明者は、「建物所有者」「取扱不動産業者」「近隣住民若しくは事業所又は地元商店会」のいずれかであること

空き店舗になった時期に係る証明書

小山市中心市街地商業出店等促進事業受給資格者認定申込みに当たり、証明申請者と賃貸借契約を結ぶ店舗については、下記のとおりであることを証明いたします。

記

1. 証明申請人

住所
氏名

2. 店舗住所

3. 店舗名(建物名称)

4. 直前の店舗閉店日 年 月 日

宣 誓 書

令和 年 月 日

小山市長 浅野 正富 様

住所
申込人
氏名

小山市中心市街地商業出店等促進事業補助金の受給資格者認定申込みに当たり、下記のとおり宣誓いたします。

記

- ・店舗における経営を2年以上継続します。
- ・店舗経営に際して、地域環境に配慮しながら市・自治会等のルールに従い、地域振興活動等に協力します。
- ・店舗で飲酒業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。))の第2条第13項第4号に規定(ただし、昼間において通常主食と認められる食事を提供して営むものは除く。))の営業は行いません。
- ・店舗の風俗営業(法第2条第4項及び第5項に規定)に関する営業の許可(法第3条第1項に規定。以下「営業の許可」という。)は受けておらず、風俗営業に関する事業も行いません。
- ・店舗の遊戯業(法第2条第1項第4号及び第5号に規定。)に関する営業の許可は受けておらず、遊戯業に関する事業も行いません。
- ・私(当法人)は、暴力団(小山市暴力団排除条例(平成23年条例第18号。以下「条例」という。))の第2条第1項第1号に規定。以下「暴力団」という。)ではありません。
- ・私(当法人)は、暴力団員等(条例第2条第1項第3号に規定。以下「暴力団員等」という。)ではありません。
- ・私(当法人)は、暴力団員等と密接な関係を有するものではありません。(条例第6条第1項に規定。)
- ・私(当法人)は、暴力団に関する前記した3つに掲げる者のいずれかが役員等ではありません。(法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)
- ・私(当法人)は、暴力団に関する前記した4つに掲げる者のほか、公の秩序に反する恐れがある団体ではありません。

年 月 日

小山市長 様

住所
申請者
氏名
電話

小山市中心市街地商業出店等促進事業補助金（事業・創業）計画書

1. 店舗概要

店舗名	店舗面積	m ²
店舗所在地 〒 小山市		
電話番号	メール	
営業時間	定休日	
開業形態 個人 ・ 法人	業種	
開業届出・設立登記	有 ・ 無	開業年月日 年 月 日
創業者の経歴等 (創業者のみ回答)	(経歴)	
	(資格)	

2. 創業の動機・事業概要等

創業の動機について（創業者のみ回答）
事業概要について
ビジョン・目標について
本事業の商品・サービスの内容、ターゲットなど
市場動向を踏まえた自社・事業の強み
出店により、周辺地域にどのような影響をあたえるか？
今後の経営方針と展望

3. 収支計画

	創業当初	1年後	売上高・売上原価・経費の計算根拠
売上高	万円	万円	
売上原価（仕入）	万円	万円	
人件費	万円	万円	
家賃	万円	万円	
支払利息	万円	万円	
その他	万円	万円	
差引	万円	万円	

※作成後は、小山商工会議所又は小山市おもいがわ商工会から経営指導を受けてください。

事業計画書・創業計画書を作成したら・・・

下記のいずれかの商工団体に経営指導をうけ、確認してもらう必要があります。



小山商工会議所



小山商工会議所は、経営者の抱える課題を解決するべく全力でサポートします！お気軽にご相談ください。

場所:小山市城東1-6-36
電話:22-0253 FAX:22-0245

(対象エリア:小山駅西口祇園城通り・阿扶利通り・三夜通り・みつわ通り)
※再開発予定区域は補助対象外です

小山市おもいがわ商工会



小山市おもいがわ商工会は経営・税務等の事業運営の中で発生する様々な問題に対して情報提供や助言により応援させていただいています。円滑な事業運営を全力でお手伝いさせていただきます。

場所:小山市間々田1183-2(本所)
電話:45-0261 FAX:45-8177

(対象エリア:間々田駅 駅前通り・浅草通り)

よくある質問

どうして空き店舗への出店を促進するの？

小山市の中心市街地の活性化のために空き店舗をなくして賑わいづくりをしていく必要があります。



店舗併用住宅を改修し店を始める予定です。その内装改装費は対象になりますか？

本補助金は、「3カ月以上事業のように供されていない店舗」に出店する際に内装改造費を補助する制度です。
→併用住宅の店舗部分が3か月以上事業で使われていない場合、対象になります。しかし、住宅部分の改修については対象外となります。



事業計画書は何故作る必要があるの？

事業計画書とは、自らの事業の目的や目標を具体的に記載するものです。計画書を作成することで、経営の見直しにも役立ちます。
また、商工会議所や商工会に経営相談をして、内容確認をしてもらうことで継続性のある経営を目指すことができます。

